

## 「宇土市民会館」における指定管理候補者の選定結果について

宇土市では、「宇土市民会館条例」第19条の規定に基づき、「宇土市民会館」の指定管理者の公募を行った結果、宇土市指定管理者選定委員会での審査を経て、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

### 1 施設の名称

宇土市民会館

### 2 指定管理候補者

NPO法人 宇土の文化を考える市民の会

理事長 長光 智法

宇土市新小路町123

### 3 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

### 4 宇土市指定管理者選定委員会

開催日：第1回 令和7年 9月29日

第2回 令和7年10月24日

委員：光井 正吾（副市長（委員長））

古川 隆雄（学識経験者）

村上 暎隆（施設利用者等）

吉川 満璃子（施設利用者等）

前田 一孝（教育長）

池田 和臣（教育部長）

※「宇土市指定管理者選定委員会採点集計表」参照

### 5 選定に至った経緯、理由

今回応募があったのは指定管理候補者として選定された1者のみであった。

審査基準表による採点は、委員1人当たりの持ち点が100点で、出席委員（6人）で600点が満点となるが、当委員会では、この採点において、全体の6割以上の点数、すなわち360点以上の合計点数が獲得できれば、指定管理者として適切であると判断している。

今回の審査による採点の結果、総合点が481点（委員1人平均80.2点）となり、特に、文化芸術活動に関する実績や宇土市の文化芸術への理解などが選定委員会で評価を得た。

この選定委員会の結果を踏まえ、「NPO法人 宇土の文化を考える市民の会」を指定管理候補者として選定することとした。

宇土市指定管理者選定委員会採点集計表

施設名：宇土市民会館

| 選定基準（指定手続条例第3条）                          | 評価項目                        | 配点合計 | NPO法人宇土の文化を考える市民の会 |
|------------------------------------------|-----------------------------|------|--------------------|
| 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか      | 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果  | 120  | 96                 |
|                                          | サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 |      |                    |
|                                          | 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性      |      |                    |
| 事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか          | 施設の管理運営に係る経費の内容             | 120  | 87                 |
|                                          | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性         |      |                    |
| 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか | 安定的な運営が可能となる人的能力            | 120  | 92                 |
|                                          | 安定的な運営が可能となる経理的基盤           |      |                    |
| その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項          | 文化施設としての活性化策                | 240  | 206                |
|                                          | 文化芸術活動の実績等                  |      |                    |
|                                          | 文化芸術に関する理解力                 |      |                    |
|                                          |                             | 600  | 481                |